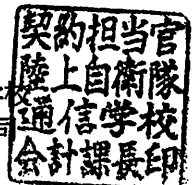


公 告

契約担当官 陸上自衛隊通信学校
会計課長 齋藤 浩 司



下記のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を承知のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品 名	規 格	単 位	予定数量	備 考
メタルコアほか52件	内訳書のとおり			グループ1
検体検査ほか30件	内訳書のとおり			グループ2
医療廃棄物収集・運搬料	内訳書・仕様書(別紙1)のとおり			グループ3
感染性医療廃棄物処理料ほか3件	内訳書・仕様書(別紙2)のとおり			グループ4

(2) 履 行 場 所 : 神奈川県横須賀市久比里2-1-1 陸上自衛隊久里浜駐屯地

(3) 履 行 期 間 : 令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者
- (2) 令和04・05・06年度全省庁統一資格の有資格者で「役務の提供等」の「D」以上の等級に格付けされた者
- (3) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除する要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (8) グループ3・グループ4については、県知事等の許可した「産業廃棄物収集運搬業許可証」・「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証」・「産業廃棄物処分業許可証」・「特別管理産業廃棄物処分業許可証」を有する者。

3 適用する契約条項及び契約条項を示す場所

- (1) 役務請負契約条項
- (2) 陸上自衛隊久里浜駐屯地 通信学校会計課契約班

4 入札説明会

実施しない。

5 競争執行の日時及び場所

- (1) 日 時 : 令和6年3月13日(水) 13時30分から
- (2) 場 所 : 陸上自衛隊通信学校 1号館1階 会計課入札室

6 入札の方法

- (1) 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(※「消費税抜き価格」とする。)
- (2) 「暴力団排除に関する誓約事項に定める事項について誓約する。」旨、入札書に記載するものとする。

7 保証金

- (1) 入札保証金 : 免 除
ただし、落札者が契約を結ばない場合、落札金額に消費税率を乗じた額を加えた額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金 : 免 除
ただし、契約者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札金額、記名のない入札又はそれらが不鮮明な入札
- (3) 「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約に虚偽があった場合の入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札決定方法

- (1) 各グループの品目ごとの予定数量に単価を乗じた総額(消費税抜き)で決定。予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 予定価格に達しない場合、再度入札を実施する。この際、初度入札で郵便等による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。

ア 日 時 : 令和6年3月18日(月) 13時30分から

イ 場 所 : 陸上自衛隊通信学校 1号館1階 会計課入札室

10 契約書の作成

- (1) 落札決定後、令和6年度予算成立後、遅滞なく陸上自衛隊の所定の様式により契約書(請書)を作成する。
- (2) 適用する特約条項:「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」、「単価契約に関する特約条項」を付す。
- (3) 契約金額が50万円以上の場合は請書を、契約金額が150万円以上の場合は契約書を作成する。

11 その他

- (1) 郵便等による入札参加者は、令和6年3月12日(火)17時00分までに下記連絡先へ必着分のみ有効とする。なお、郵便の入札の際は必ず事前連絡をすること。
再度の入札を郵便等により参加する場合は令和6年3月18日(月)12時00分までに下記連絡先へ必着分のみ有効とする。電報、電話等による入札は認めない。郵便または事前の持参により入札に参加する場合は入札書を内封筒に入れ、会社名・公告番号・件名及び「入札書在中」と朱書きにより明記されたい。
- (2) 代表者でない者が入札する場合、入札時に必ず「委任状」を提出されたい。
- (3) 入札開始前までに「資格審査結果通知書」の写しを提出されたい。
- (4) グループ3・グループ4については、県知事等の許可した「産業廃棄物収集運搬業許可証」・「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証」・「産業廃棄物処分業許可証」・「特別管理産業廃棄物処分業許可証」の写しを事前に提出すること。
- (5) 連絡先 〒239-0828 神奈川県横須賀市久比里2-1-1 陸上自衛隊久里浜駐屯地
入札・契約に関する事項
通信学校会計課契約班 (担当:渡部)
TEL 046-841-3300 (内線619) FAX (内線368)
規格・仕様に関する事項
通信学校総務部衛生課衛生班 (担当:上島)
TEL 046-841-3300 (内線310)
- (6) 通信学校ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/gsdf/sigsch/index.html>

内 訳 書

グループ1

一連 番号	品 名	規 格	単位	予定 数量	備考
1	メタルコア	大白歯	EA	3	
2	メタルコア	前歯、小白歯	EA	6	
3	インレー	複雑（大白歯）	EA	10	
4	インレー	複雑（小白歯）	EA	4	
5	アンレー	大白歯	EA	6	
6	アンレー	小白歯	EA	1	
7	FMC	大白歯	EA	6	
8	FMC	小白歯	EA	1	
9	4／5冠	大白歯	EA	1	
10	4／5冠	小白歯	EA	1	
11	硬質レジン前装冠	前歯、臼歯	EA	5	
12	硬質レジン冠	前歯、臼歯	EA	1	
13	硬質レジンダミー前装	臼歯	EA	1	
14	レジン冠	前歯、臼歯	EA	1	
15	ダミー	前歯	EA	1	
16	ダミー	臼歯（前装）	EA	1	
17	ダミー	臼歯（金属）	EA	1	
18	根面板	前歯、臼歯	EA	1	
19	ロウ	金銀パラジウム	EA	1	
20	T e k	前歯、臼歯	EA	2	
21	総義歯（FD）	レジン	EA	1	
22	義歯（PD）	（1～4）	EA	1	
23	義歯（PD）	（5～8）	EA	1	
24	義歯（PD）	（9～11）	EA	1	
25	義歯（PD）	（12～14）	EA	1	

内 訳 書

グループ 1

一連 番号	品 名	規 格	単位	予定 数量	備考
26	レジン義歯修理	(1～8)	EA	1	
27	レジン義歯修理	(9～14)	EA	1	
28	鑄造クラスプ	双歯鉤 (小大、大大)	EA	1	
29	鑄造クラスプ	双歯鉤 (大小、小小)	EA	1	
30	鑄造クラスプ	二腕鉤 (大白歯)	EA	1	
31	鑄造クラスプ	二腕鉤 (小白歯)	EA	1	
32	鑄造クラスプ	二腕鉤 (前歯)	EA	1	
33	線鉤	双歯鉤	EA	1	
34	線鉤	二腕鉤	EA	2	
35	線鉤	レストなし	EA	1	
36	線鉤	フック、スパー、レスト	EA	1	
37	個人トレー	オストロン	EA	1	
38	人工歯排列	前歯、臼歯	EA	1	
39	咬合床	パラフィン	EA	1	
40	咬合床	オストロン+パラフィン	EA	1	
41	追補義歯	人工歯追加	EA	1	
42	金属隙歯	臼歯	EA	1	
43	ナイトガード	ソフト	EA	1	
44	スプリント	ハード	EA	1	
45	鑄造バー	キャストバー (金銀パラジウム)	EA	1	
46	義歯人工歯	人工歯 (硬レジン歯)	EA	2	
47	3/4冠	前歯	EA	1	
48	クラスプ、バー	W・補強線	EA	1	
49	クラスプ、バー	W・保持装置	EA	1	
50	硬質レジンインレー	臼歯	EA	1	

内 訳 書

グループ 1

[illegible]

内 訳 書

グループ 2

一連 番号	品 名	規 格	単位	予定 数量	備考
1	検体検査	末消血一般	P S	70	
2	検体検査	麻疹 I g G 抗体	P S	3	
3	検体検査	風疹	P S	3	
4	検体検査	H B s A g	P S	30	
5	検体検査	H B s A b	P S	30	
6	検体検査	H A - I g G	P S	3	
7	検体検査	H B c 抗体	P S	3	
8	検体検査	百日咳抗体 (E I A 法)	P S	1	
9	検体検査	ムンプス I g G 抗体	P S	1	
10	検体検査	水痘・帯状ヘルペス I g G 抗体 (E I A 法)	P S	1	
11	検体検査	H I V 抗原・抗体	P S	1	
12	検体検査	Q F T (クオンティフェロン)	P S	1	
13	検体検査	血型 A B O	P S	27	
14	検体検査	血型 R h (D)	P S	27	
15	検体検査	風疹 I g G 抗体	P S	3	
16	検体検査	H C V 抗体	P S	3	
17	検体検査	検便 5 項目	P S	20	
18	検体検査	末消血一般	P S	10	
19	検体検査	各アレルギー検査	P S	50	
20	検体検査	H b A 1 C	P S	3	
21	検体検査	フェリチン	P S	2	
22	検体検査	網状赤血球数	P S	2	
23	検体検査	T I B C	P S	2	
24	検体検査	マイコプラズマ抗体	P S	1	
25	検体検査	T S H	P S	1	
26	検体検査	遊離トリヨードサイロニン (F-T 3)	P S	1	
27	検体検査	遊離サイロキシシン (F-T 4)	P S	1	
28	検体検査	アルドステロン	P S	1	
29	検体検査	レニン活性	P S	1	
30	検体検査	血清鉄	P S	1	
31	検体検査	U I B C	P S	1	

内 訳 書

グループ3

[illegible]

仕 様 書

物 品 番 号		仕様書番号	総衛-2
件 名	医療廃棄物収集・運搬料	作成年月日	6. 1. 31
数 量		作成責任者	陸上自衛隊通信学校
器 材 番 号		所属・階級	総務部衛生課
		氏 名	2等陸佐 水口 奈緒子

1 適用範囲

本仕様書は、久里浜駐屯地医務室から排出される医療廃棄物収集・運搬について規定する。

2 期 間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

3 場 所

久里浜駐屯地医務室

4 契約業者

業者は医療廃棄物収集・運搬の十分な経験と技術を有する登録業者とし、県知事等の許可した「産業廃棄物収集運搬業許可証」及び「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証」の写しを事前に官側へ提出すること。

5 実施要領

- (1) 容器は専用ポリ容器とし、容易に蓋が開かず、内容物及び臭いが外部に出ないものとする。
- (2) 収集については年2回を基準とし、事前に電話調整のうえ実施する。
- (3) 一回の運搬は最大20ℓが20缶、45ℓが20缶、廃酸（定着液）20ℓが1本、廃アルカリ（現像液）20ℓが1本とする。
- (4) 容器については請負業者が準備するものとし、回収分と空容器を交換するものとする。
- (5) 業務処理に当たっては、マニフェスト（産業廃棄物処理伝票）を使用する。
- (6) 運搬に当たっては専用の車両を使用し、収集時に積み替えを行わないものとする。

6 検査及び役務完了

- (1) 収集・運搬終了後、請負業者はマニフェストを速やかに官側に返送する。
- (2) 最終処分終了後、官側の実施する検査合格をもって役務完了とする。

7 その他

- (1) 役務実施中の施設の破損等は、請負業者が負担する。
- (2) 役務実施中の役務者及びその他の災害補償はすべて請負業者の負担とする。
- (3) 請負業者は、本役務の実施によって知り得た内容に関して、第三者に漏洩してはならない。
- (4) 本仕様書及び役務について、疑義が生じた場合は官側と調整の上実施する。

書

グループ 4

[illegible]

仕 様 書

物 品 番 号		仕様書番号	総衛-1
件 名	感染性医療廃棄物処理料	作成年月日	6. 1. 31
数 量		作成責任者	陸上自衛隊通信学校
器 材 番 号		所属・階級	総務部衛生課
		氏 名	2等陸佐 水口 奈緒子

1 適用範囲

本仕様書は、久里浜駐屯地医務室から排出される感染性医療廃棄物処理について規定する。

2 期 間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

3 場 所

久里浜駐屯地医務室

4 契約業者

業者は医療廃棄物処理の十分な経験と技術を有する登録業者とし、県知事等の許可した「産業廃棄物処理業許可証」及び「特別管理産業廃棄物処分業許可証」の写しを事前に官側へ提出すること。

5 実施要領

- (1) 容器は専用ポリ容器とし、容易に蓋が開かず、内容物及び臭いが外部に出ないものとする。
- (2) 収集については年2回を基準とし、事前に電話調整のうえ実施する。
- (3) 予定数量は20ℓが20缶、45ℓが20缶、廃酸（定着液）20ℓが1本、廃アルカリ（現像液）20ℓが1本とする。
- (4) 業務処理に当たっては、マニフェスト（産業廃棄物処理伝票）を使用する。

6 検査及び役務完了

- (1) 最終処分終了後、請負業者はマニフェストを、速やかに官側に返送する。
- (2) 最終処分終了後、官側の実施する検査合格をもって役務完了とする。

7 その他

- (1) 役務実施中の施設の破損等は、請負業者が負担する。
- (2) 役務実施中の役務者及びその他の災害補償はすべて請負業者の負担とする。
- (3) 請負者は、本役務の実施によって知り得た内容に関して、第三者に漏洩してはならない。
- (4) 本仕様書及び役務について、疑義が生じた場合は官側と調整の上実施する。